

看護師の特定行為に係る研修機関の養成力向上支援事業

実施団体公募要領

令和4年4月

厚生労働省

看護師の特定行為に係る研修機関の養给力向上支援事業実施団体公募要領

1 総則

看護師の特定行為研修制度は、団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向け、さらなる在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師又は歯科医師の判断を待たずに、手順書により一定の診療の補助を行う看護師を計画的に養成するために創設された制度です。

当該研修制度は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）において、「特定行為を手順書により行う看護師は、指定研修機関において、当該特定行為の特定行為区分に係る特定行為研修を受けなければならない」とされています。研修は、講義、演習又は実習で構成され、指定研修機関以外の施設で研修の一部を実施することも可能としております。

多くの機関で看護師の特定行為研修修了者をさらに養成することを促進するため、看護師の特定行為に係る指定研修機関（以下、「指定研修機関」という。）の運営について検証を実施する団体（以下「実施団体」という。）を選定するために、以下の要領で実施団体の公募を行います。

2 事業の目的

看護師の特定行為に係る研修制度の更なる推進を図るため、指定研修機関の運営についてどのような取り組みが効率的により多くの修了者を養成できるかを検証し、特定行為研修修了者の確保を推進することを目的とします。

3 事業内容

（１）指定研修機関の運営に関する取り組み

指定研修機関は、研修の年間あたりの総定員を7名以上とし、かつ受講者が既に履修した科目の免除に関する規定を定めていること。

また、指定研修機関の運営に関し、より多くの修了者を効率的に養成するための以下の①～⑤の取り組みを行うこと。なお、取り組みについては、①及び②は必ず含めるものとする。③から⑤については、一つ以上の取組を実施すること。実績がない場合であっても、令和4年度内に実施するものとし、その具体的な計画内容について示すこと。

- ① 外部の医療機関等に勤務する受講者の受け入れ
外部の受講者受け入れにあたっては、地域のニーズを調査・課題を把握した上で研修を計画・運用すること。
- ② 特定行為研修修了者が、研修修了後にその知識や技術を維持・実践していくための支援の実施（例：フォローアップ研修の開催、情報交換会の開催等）

- ③ 近隣の指定研修機関との連携
指定研修機関となることを検討している者の見学の受け入れや、協力施設との情報交換等は連携には含まない。
- ④ 特定行為研修修了者の、特定行為研修の指導者としての活用
- ⑤ 訪問看護ステーション、介護保険施設（介護老人保健施設、介護医療院、指定介護老人保健施設（特別養護老人ホーム）、障害者施設に就業している外部受講者の受け入れ

（２）取り組みに関する報告書の作成

指定研修機関は、（１）の取り組みについて、指定研修機関の効率的な運営を促進するための取り組みをとりまとめた報告書を、別途医政局看護課が指定する様式を用いて作成する。

報告書は、令和５年３月末日までに医政局看護課へ提出すること。

４ 留意事項

（１）応募団体に関する諸条件

実施団体への応募者（以下「応募団体」という。）は、次の条件を全て満たす必要があります。

- ① 保健師助産師看護師法に基づく特定行為研修を行う指定研修機関であること。
- ② 本事業を的確に遂行するに足る組織、人員等を有していること。
- ③ 本事業を円滑に遂行する上で必要な経営基盤、資金等に関する管理能力、及び適正に精算を行う経理体制を有すること。
- ④ 看護師の特定行為研修制度について、十分な知見を有し、厚生労働省と密接かつ協調的に連絡体制を構築しつつ、本事業を円滑に実施できる者であること。
- ⑤ 日本に拠点を有していること。
- ⑥ 厚生労働省から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑦ 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予算決算及び会計令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ⑧ 暴力団等に該当しない旨の誓約書（別紙様式１）を提出すること。
- ⑨ 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員制度、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がない旨の申立書（別紙様式２）を提出すること。
- ⑩ なお、実施団体として選定された場合、令和４年度看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業の補助は受けることができない。

(2) 業務の遂行

事業に実施に当たっては、次の事項に従ってください。

- ① 医政局看護課との連携を密に取ること。
- ② 本事業は厚生労働省の補助を受けて実施する事業であることを踏まえ、十分な公益性を担保するとともに、関係機関との連携を図ること。
- ③ 効率的かつ効果的な業務の遂行に努めること。
- ④ 本事業の全部を一括して委託してはならない。
- ⑤ 本事業の総合的な企画及び判断、並びに業務遂行管理部分を委託してはならない。
- ⑥ 本公募要領に定めのない事項、又は本公募要領の解釈について疑義が生じた場合、必要な事項については医政局看護課と協議すること。

(3) 個人情報等

本事業の実施上知り得た情報については、その全てを厳重に管理するとともに次の事項を遵守してください。

- ① 本事業において入手したいかなる情報も本事業の実施以外の目的には一切使用しないこと。
- ② 本事業に従事する者の服務等の監督及び個人情報の適切な取扱いを行うための体制及び責任者を定めなければならない。
- ③ 個人情報保護規程等において、以下に掲げる事項を本事業の開始までに定めなければならない。
 - ・個人情報の取扱いに係る規定
 - ・個人情報の取扱い状況の点検及び監査に関する規定
 - ・個人情報の取扱いに関する責任者及び従事者の役割・責任に係る規定
 - ・個人情報の取扱いに関する規定に違反した従事者に対する処分の内容

5 事業期間

事業期間は、選定された日から令和5年3月31日まで

6 応募団体の評価

(1) 評価の方法

実施団体の採択については、医政局看護課において応募団体に関する諸条件に該当する旨を確認した後、企画書等を評価します。

評価に当たっては、看護師の特定行為に係る研修機関の養给力向上支援事業実施団体評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置します。

評価委員会は、申請者から提出された企画書等の内容について書類評価及び必要に応じてヒアリングを行い、それらの評価結果を基に1又は2以上の応募団体を実施団体として選定します。

評価は非公開で行い、その経緯は通知しません。また、問い合わせにも応じられません。

なお、提出された企画書等の資料は、返却しませんので御了承ください。

（２）評価の手順

評価は、以下の手順により実施します。

① 形式評価

提出された企画書について、医政局看護課において、応募条件への適合性について評価します。

なお、応募の条件を満たしていないものについては、以降の評価の対象から除外されます。

② 書類評価

評価委員会により、書類評価を実施します。

③ ヒアリング

必要に応じて評価委員会より、申請者（代理も可能としています。）に対してヒアリングを実施します。

なお、ヒアリングの実施に当たって、応募が多数の場合は、書類評価等の状況を踏まえ、一部の応募団体のみ実施する場合があります。また、ヒアリングに出席しなかった場合は、辞退したものと見なします。

④ 最終評価

書類評価及びヒアリングにおける評価を踏まえ、評価委員会において最終評価を実施し、実施団体を選定します。

（３）評価の観点

評価の観点は、以下のとおりです。

- ① 業務を的確に遂行するための実施体制であるか。
- ② 事業内容が事業目的と合致しているか。
- ③ 効果的であり、実現可能な事業内容となっているか。
- ④ 事業として、配慮や工夫された内容となっているか。
- ⑤ 事業目的、内容に対し、事業計画は現実的かつ妥当なものになっているか。

（４）評価結果の通知等

評価の結果については、評価委員会における最終評価後、速やかに応募団体に対して通知する予定です。

なお、補助金については、実施団体選定の通知後に必要な手続きを経て、正式に交付されることになります。

7 本事業に係る補助金の交付について

本事業に係る補助金の交付については、予算の範囲内において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執

行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）の規定によるほか、別に定める「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」の定めるところにより交付するものです。

本事業に係る補助金の交付については厚生労働大臣が必要と認めた額を基準額とし、対象とする経費は、3 事業内容に関する職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、社会保険料、委託費に限ります。また、基準額を超えた金額については、実施団体の負担となります。

最終的な経費については、今後発出予定の上記「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」に定めるところによります。

8 応募方法等

（１）企画書の作成及び提出

「看護師の特定行為に係る研修機関の養给力向上支援事業企画書」を作成し、必要部数を以下の提出期間内に提出してください。

企画書には公募要領に示されている評価の観点を盛り込んだ上、別に定める様式により企画書を作成してください。

（２）応募方法

提出期間及び提出先（問い合わせ先）は以下のとおりです。

① 提出期間

令和4年4月6日（水）から令和4年5月26日（木）

（必着：余裕を持って送付すること。）

② 提出先・問い合わせ先

提出先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医政局看護課事業調整係 あて

※ 郵送の場合、封筒の宛名面には、「看護師の特定行為に係る研修機関の養给力向上支援事業」と朱書きにより、明記してください。

問い合わせ先：厚生労働省医政局看護課事業調整係

tel：03-5253-1111

fax：03-3591-9073

※ ただし、問い合わせについては、月曜日～金曜日（祝祭日を除く。）の午前9時30分～午後6時15分（正午～午後1時を除く。）とします。

③ 提出書類及び部数

ア 「看護師の特定行為に係る研修機関の養给力向上支援事業企画書」 5部

イ 団体の概要が分かる資料 2部

・パンフレット等

・定款又は寄付行為

・団体の直近より過去３年分の財務諸表（写）

ウ その他必要な資料 ２部

※ 応募書類の提出は、原則として「郵便又は宅配便」とし、やむを得ない場合には、「持参」も可能としますが、「ＦＡＸ」による提出は受け付けません。

※ 応募書類を郵送する場合は、簡易書留等を利用し、配達されたことが証明できる方法によってください。また、提出期間内に必着とし、遅れた場合は審査の対象外とします。

※ 書類に不備等がある場合は、評価の対象外となりますので、公募要領を熟読してください。

※ 応募書類の差し替えはできません。